

## 運 営 規 程

### 第1条 事業の目的

#### 1 目 的

疾病や障害等により、自宅等で療養している人や要介護状態の人に対して、かかりつけの医師が訪問看護の必要を認めた場合、看護師が訪問して看護サービスを提供する。この事業は対象者の生活の質向上を目指し、健康管理、日常生活動作の維持回復を図ると共に、在宅医療を促進し、快適な在宅医療が継続出来るよう支援することを目的とする。

#### 2 運営方針

イ) 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

ロ) 利用者が疾病や障害等になった場合や要介護状態等となった場合にその利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復及び生活機能の維持または向上を目指すものとする。

ハ) 事業の実施に当たっては、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

### 第2条 職員の職種、員数及び職務内容

#### 1 管 理 者 看護師 1名

所属職員を指導監督し、適切な事業の運営が出来るように統括する。

#### 2 看護職員 看護師 7名以上

看護師は、訪問看護計画書及び報告書を作成し、訪問看護を行う。

### 第3条 営業日及び営業時間

#### 1 営 業 日

通常月曜日～土曜日までとする。但し、国民の祝日、12月29日～1月3日、第2・4土曜日、4月の第3土曜日を除く。

## 2 営業時間

平 日 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0  
土曜日(第 1、3、5) 8 : 3 0 ~ 1 2 : 3 0

## 第4条 訪問看護の提供方法及び内容

### 1 通常のサービス実施地域

阿見町、美浦村、稲敷市（旧江戸崎町）、土浦市（三、四、六中学校区）  
牛久市、「他要相談」

### 2 訪問看護の提供方法

主治医が訪問看護ステーションに交付した指示書により、看護師が看護計画を作成し看護を提供する。

### 3 訪問看護の内容

- ・ 病状観察
- ・ 体の清潔
- ・ 排泄介助助言指導
- ・ 食事介助助言指導
- ・ シーツ交換
- ・ 褥創予防、処置
- ・ ターミナルケア
- ・ カテーテル等の管理
- ・ 機能訓練
- ・ 介護方法や介護用品の工夫と紹介
- ・ 福祉サービスの相談、紹介
- ・ 緊急時の対応、処置
- ・ 医師との連絡調整等

### 4 24時間電話対応可能

電 話 0 2 9 - 8 8 8 - 1 7 1 1

## 第5条 苦情等における対応

常設の窓口・担当者を設置し、相談及び苦情の処理を適切に行う。不在の場合は他職員が、氏名連絡先を確認し、担当者に引継ぎ対処する。すべて記録に残し、保険者・居宅介護支援事業者等との連携を密に行う。

- ・ 担当者 三上 淑子
- ・ 電 話 0 2 9 - 8 8 8 - 1 7 1 1
- ・ 時 間 8 : 3 0 ~ 1 6 : 3 0

## 第6条 事故等緊急時における対応方法

- 1 訪問看護利用中の利用者の病状が急変その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行う。主治医との連絡が困難な場合は、東京医科大学茨城医療センター救急救命室に連絡し、救急搬送等の適切な処置を行う
- 2 事故の発生時は速やかに管理者へ連絡し指示を受ける
- 3 常時携帯電話での連絡路を確保

#### 第7条 虐待防止について

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
  - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
  - (2) 虐待防止のための指針の整備
  - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

#### 第8条 業務継続計画の策定等について

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### 第9条 衛生管理について

- 1 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- 2 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に対して周知徹底を図る。
- 3 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

#### 第10条 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的

拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

#### 第 11 条 秘密保持と個人情報保護について

- 1 東京医科大学霞ヶ浦訪問看護ステーションの看護師やその他の職員は、正当な理由がなくその事業上知りえた利用者、その家族等の秘密を漏らしてはならない。又その必要な措置を講ずる。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とし、秘密保持義務は、職員の離職後もその効力を有する。
- 2 東京医科大学霞ヶ浦訪問看護ステーション事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書によりえておかなければならない。

#### 第 12 条 利用料に関する事項

- 1 法定代理受領分 料金は別紙のとおり
  - 2 その他の利用料徴収
- < 医療保険 >
- ① 長時間サービス（加算算定日以外の長時間利用及び長時間訪問看護加算対象者外のみ）
    - ・ 時間内で 1. 5 時間を越える指定訪問看護料 1 時間あたり 2,000 円
    - ・ 業時間外で 1. 5 時間を越える指定訪問看護料 1 時間あたり 2,500 円
    - 22:00 ~ 7:00 1 時間あたり 3,000 円
  - ② 休日・祝日サービス
    - 休日・祝日 1 回の訪問で 4,500 円
  - ③ 実費相当額
    - 交通費（健康保険） 料金は別紙のとおり
- < 介護保険 >
- ① 通常の実施地域交通費無料
  - ② 通常の実施地域以外交通費 料金は別紙のとおり
- < 共 通 >
- 死後の処置料 16,000 円

#### 第 13 条 その他事業所の運営に関する重要事項

- ① 使命を十分確認し、職員の質的向上を図る為研究・研修の機会を設け、又、質の

保障が出来る業務体制を整備する。

- ② 職員に対し、暴言・暴力・ハラスメント等が認められた場合は、サービスの中断や契約を解除する場合がある。
- ③ 地震・風雪水害などの自然災害発生、または警報などが発令された場合には、サービスの提供を中止する場合がある。

#### 第14条 記録等の整備

事業者は従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

また、利用者に対する指定訪問看護の提供に関する諸記録は県条例に定めるものを整備し、訪問看護を提供した日から5年間保存する。

附則 この運営規程は、平成27年4月1日から施行する。

この運営規程は、平成27年6月18日から施行する。 (第2条第2項の改正)

この運営規程は、平成27年8月1日から施行する。 (第2条第2項の改正)

この運営規程は、平成27年11月1日から施行する。 (第2条第2項の改正)

この運営規程は、平成28年4月1日から施行する。 (第3条第2項の改正)

この運営規程は、平成29年2月1日から施行する。 (第2条第2項の改正)

この運営規程は、平成30年6月1日から施行する。 (第2条第2項の改正)

この運営規程は、平成30年7月1日から施行する。(第1条第1、2項、第2条の改正)

この運営規程は、平成30年12月1日から施行する。(第2条第2項、第7条第2項の改正)

この運営規程は、平成31年4月1日から施行する。(第2条第2項の改正)

この運営規程は、平成31年4月9日から施行する。

(第2条第2項の改正、第9条の追加)

この運営規程は、令和2年4月1日から施行する。 (第2条第2項の改正)

この運営規程は、令和2年6月1日から施行する。 (第2条第2項の改正)

この運営規程は、令和3年4月1日から施行する。 (第2条第2項の改正)

(第5条の改正)

この運営規定は、令和6年6月1日から施行する。 (第3条1項、2項の改正)

(第7条、8条、9条、10条の追加)

(第11条 第8条から変更)

(第12条 第9条から変更)

(第13条 第10条から変更)

(第13条3項の追加)

この運営規定は、令和7年4月1日から施行する。 (第3条1項、2項の改正)

(5条の改正)